

指定短期入所事業所 「聖隷カーネーションホーム」 利用約款

第 1 条（目的）

本約款は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき、利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第 2 条（期間）

本約款は、サービス利用同意書に同意をしたときから効力を有します。ただし、本約款の有効期間は「短期入所」の支給決定の有効期間と同一とします。尚、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改訂が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第 3 条（個別支援計画）

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、利用者への面接とサービス担当者会議を経て利用者の個別支援計画を作成します。この個別支援計画については、事業者が利用者 に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付いたします。利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

第 4 条（サービス内容）

事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「重要事項説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ① 心身の状況に応じた適切な介護
- ② 食事の提供
- ③ 入浴、清拭
- ④ 洗濯
- ⑤ 社会生活上の便宜
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 相談および支援
- ⑨ 送迎

第 5 条（利用料）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める介護給付費額及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を事業者に支払います。ただし、サービス利用料金のうち介護給付費から支給される部分については、原則として、事業者が市町村から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を翌月末

日までに支払います。

第 6 条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用状況の把握を適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害福祉サービスを提供します。
- 3 事業者は、事業の運営にあたって、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- 4 事業者は、市町村等のほか、障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第 7 条（事業者の具体的義務）

- 1 （安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。
- 2 （説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 （守秘義務）事業者及びサービス従事者又はサービス従事者であった者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- 4 （身体拘束の禁止・虐待防止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。
- 5 （苦情対応）事業者は、第 14 条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村等が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
- 6 （記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供の完結日から 5 年間保存します。利用者は事業者の窓口業務時間（8 時 30 分～17 時 00 分）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

第 8 条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第 9 条（契約の終了事由）

本約款は、以下の各号に基づき事項が生じた場合に契約を終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業所の滅失や重大な毀損(キツ)により、サービスの提供が不可能になった場合
- 4 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 第 10 条から第 12 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 6 第 2 条の契約期間が満了した場合(ただし満了前に双方から契約解除の申し出がない場合は除く)

第 10 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本約款の有効期間中、本約款を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者が、前項の通知を行わずに利用を停止した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本約款は解約されたものとします。

第 11 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本約款を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本約款に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 7 条第 1 項から第 4 項に定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本約款を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

第 12 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本約款を解除することができます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者に支払能力があるにもかかわらず第 5 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 3 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 4 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

- 5 利用者の心身の状況変化により医療設備の整った病院等でないと、利用者の生命の安全が保障できなくなった場合
- 6 利用者が暴力団関係者における不当な行為の防止等に関する法律(兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例 35 号)に基づき、暴力団関係者又は、利害関係者であることが判明した場合。また、施設をその事務所その他の活動拠点に供した場合。

第 13 条 (サービス利用のキャンセル)

サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の 2 日前までに申し出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を事業者に支払うものとします。

第 14 条 (苦情解決)

- 1 利用者は、本約款に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本約款に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された兵庫県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第 15 条 (協議事項)

本約款に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等の諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

「聖隷カーネーションホーム 重要事項説明書」

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して短期入所サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費又は訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者……………2
2. ご利用施設……………2
3. 事業所の概要……………2～3
4. 職員の配置状況……………3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金……………4～8
6. 虐待防止、身体拘束について……………9
7. 苦情の受付について……………9
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について……………10
9. 損害賠償保険への加入……………10
10. 非常災害時の対応……………10
11. その他留意事項……………11

1 サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人の所在地	静岡県浜松市中央区元城町218番地26
代表者氏名	理事長 青木 善治
法人の設立年月日	昭和 27 年 5 月 17 日
電話番号・FAX 番号	電話 053(413)3300 FAX 053(413)3314

2 ご利用施設

事業所の種類	平成 28 年 9 月 1 日指定 兵庫県第 2811600234 号	
事業所の名称	特別養護老人ホーム 聖隷カーネーションホーム	
事業所の所在地	兵庫県淡路市久留麻 1863 番地	
提供する事業	短期入所	
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者	
電話・FAX 番号	電話 0799(74)6175	FAX 0799(74)6176
施設長（管理者）	森本 真史	
開設年月日	平成 28 年 9 月 1 日 開設	
利用定員	短期入所生活介護 18 名	短期入所 空床利用型
施設運営の基本方針及び目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、その置かれている環境に基づき、その意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、入浴排泄及び食事等の介護、その他必要な保護及び援助を適切かつ効果的に行います。 ・事業所は、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 	

3 事業所の概要

建物構造	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨 2階建
延床面積	3,330.465 m ²

(1) ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定年月日	指定番号	利用定数
指定介護老人福祉施設	平成 26 年 4 月 1 日	兵庫県指定 第 2871601072 号	54 名
(介護予防) 短期入所生活介護	平成 26 年 4 月 1 日	兵庫県指定 第 2871601072 号	18 名
通所介護・淡路市総合事業	平成 26 年 4 月 1 日	兵庫県指定 第 2871601080 号	25 名
(介護予防) 認知症対応型通所介護	平成 27 年 8 月 1 日	兵庫県指定 第 2891600138 号	12 名

(2)居室（居室数は介護老人福祉施設の居室を含みます）

居室の種類	室数	面積
多床室（4人部屋）	10室	9.00㎡
多床室（2人部屋）	10室	9.75㎡
従来型個室（1人部屋）	12室	13.00㎡

※当事業所では上記の施設・設備をご利用いただくことが出来ます。これらは、厚生労働省が定める基準により、短期入所事業のサービス提供に設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3)居室以外の主な施設設備

食堂、医務室、静養室、機能訓練室、浴室、脱衣室等

4 職員の配置状況

令和5年4月1日現在

職種	職員配置	区分	指定基準	常勤換算
施設長（管理者）	1	常勤（兼務）	1	1.0以上
医師	1	非常勤	1	0.1以上
生活相談員	1	常勤	1	1.0以上
看護職員	3	常勤（兼務）	3	3.0以上
介護職員	21	常勤・非常勤	21	21.0以上
機能訓練指導員	1	常勤（兼務）	1	1.0以上
管理栄養士	1	常勤（兼務）	1	1.0以上

※当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

※前年度の利用者数によって職員の指定基準は変動します。上記は72人が平均利用した場合の配置数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
施設長（管理者）	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
医師（非常勤）	毎週1回（13：30～15：30）
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
看護職員	日勤（8：30～17：00） ※夜間でも連絡体制を確保しています
介護職員	早番（7：00～15：30） 夜勤（16：45～翌9：00） 日勤（8：30～17：00） 遅番（13：30～22：30） 準夜勤（22：00～翌7：00）
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

※職員の配置基準については常勤換算の上、厚生労働省の指定基準を遵守しています。

※常勤換算とは：職員それぞれの週あたりの勤務延時間総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週 37.5 時間)で除した数です。

例)：1日 3.75 時間、週5日勤務の職員(1週間で 18.75 時間勤務)が5名いる場合、常勤換算では、2.5 名(3.75 時間×5 日×5 名÷37.5 時間=2.5 名)となります。

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1)介護給付費の対象となるサービス
(2)介護給付費の対象外のサービス(利用料の全額を利用者にご負担いただくサービス) |
|---|

(1) 介護給付費の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体の9割が介護給付費の給付対象となります。当事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は自己負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を当施設にお支払い頂きます。なお7ページ以降に記載する負担の軽減が適用される場合には、この限りではありません。

また、介護給付費の対象サービスの場合でも、代理受領を行わない場合(※償還払いの場合も含む)については、一旦全額を当施設にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を当事業所に支払い、後に支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当施設が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意を頂くものです。

※「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

①日常生活の支援

種類	内容
食事の提供	栄養士の管理の下で、栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を、下記の時間に適温で提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 食事提供時間 朝食 7：45～ 9：45 昼食 12：00～14：00 夕食 18：00～20：00
排泄	利用者の状況に応じた排泄援助を行うと共に、排泄の自立についても心身の能力を最大限活用し適切な援助を行います。介助に関しては、可能な限り迅速な対応とプライバシーの配慮に努めます。

入浴	週 2 回以上の入浴または清拭を行います。状態に応じて特殊浴槽を使用して入浴することができます。
着脱衣	利用者の心身の状況に応じ、能力を活用し衛生面にも配慮した援助をおこないます。
整容	本人の希望に沿い、身だしなみに配慮し、清潔の保持を心がけます。
洗濯	日常的な衣類の洗濯は原則当事業所で行ないます。

②医療及び健康管理

健康管理	<p>常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。服薬管理は、当事業所の看護師等と相談の上行います。(定期受診の付き添いサービスは行いません。)</p> <p>ご利用中に医療措置を必要とするような緊急時には、直ちにご家族に連絡いたします。ご家族で、かかりつけの医院に受診していただくか、利用者の主治医にご相談下さい。状況によっては当事業所の判断で、協力医療機関等に受診していただく場合があります。そのような場合もご家族へ連絡いたしますので、直ちに来園をお願いいたします。</p> <p>消毒、ガーゼ交換、浣腸は利用者の主治医の処方に従って行います。必要物品は各自でご用意下さい。</p>
------	---

協力医療機関

医療機関の名称	聖隷淡路病院
所在地	兵庫県淡路市夢舞台 1-1
電話番号	0799 (72) 3636
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・産婦人科・脳神経外科

協力医療機関

医療機関の名称	東浦平成病院
所在地	兵庫県淡路市久留麻 1867 番地
電話番号	0799 (74) 0503
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・脳神経外科

協力歯科・眼科医療機関

医療機関の名称	井上歯科医院
所在地	兵庫県淡路市浦 907-2
医療機関の名称	松田アイクリニック
所在地	兵庫県淡路市岩屋 1000

③社会的活動の支援等

機能訓練	機能訓練指導員の指導の下、看護・介護職員によるケアの提供を実施し心身機能の向上、または、低下を防止するよう努めます。
相談および支援	当施設では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者やご家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行います。
社会生活上の便宜	施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、利用者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費の給付額（全体の9割）を除いた金額と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。（利用者負担軽減措置が別途ございます）*1単位あたり10円での算定となっております。

[短期入所サービス費（Ⅰ）]（短期入所のみ利用の場合）

① ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金	区分1 5,090円	区分2 5,090円	区分3 5,830円	区分4 6,480円	区分5 7,840円	区分6 9,230円
②うち、介護給付費等が給付される金額	4,581円	4,581円	5,247円	5,832円	7,056円	8,307円
③うち、サービス利用にかかる自己負担額（定率負担） （①-②）	509円	509円	583円	648円	784円	923円
④食事に係る自己負担額	所得区分		一般		一般(所得割16万円未満) 低所得 生活保護	
	朝食		500円		162円	加算自己 負担分 48円
	昼食		700円		216円	
	夕食		600円		216円	
⑤光熱水費	342円					
⑥入浴消耗品代、おしぼり代等	入浴消耗品代 30円/回 タオル代 120円/回 おしぼり 50円/日 嗜好飲料代 70円/日					
⑦ご負担合計（一般の場合） （③+④+⑤+実費）	2,651円	2,651円	2,725円	2,790円	2,926円	3,065円

[短期入所サービス費（Ⅱ）]（短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合）

①ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金	区分1 1,730円	区分2 1,730円	区分3 2,400円	区分4 3,180円	区分5 5,270円	区分6 6,020円
-----------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

②うち、介護給付費等が 給付される金額	1,557円	1,557円	2,160円	2,862円	4,743円	5,418円
③うち、サービス利用にかかる 自己負担額（定率負担） （①②）	173円	173円	240円	318円	527円	602円
④食事に係る自己負担額	所得区分		一般		一般（所得割16万円未満） 低所得、生活保護	
	朝食		500円		162円	加算自己 負担分 48円
	昼食		700円		216円	
	夕食		600円		216円	
⑤光熱水費	342円					
⑥入浴消耗品代、おしぼり代	入浴消耗品代 30円/回 タオル代 120円/回 おしぼり 50円/日 嗜好飲料代 70円/日					
⑥ご負担合計（一般の場合） （③+④+⑤+実費）	2,315円	2,315円	2,382円	2,460円	2,669円	2,744円

☆上記「短期入所サービス費（Ⅱ）」の料金は日中活動系（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による旧法施設支援）を利用した日において、短期入所サービスを利用した場合の1日当たりの料金です。

☆ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費・光熱水費といたします。

☆食事提供体制加算による自己負担額

低所得者の食事提供体制加算 48単位	日額 48円(480円の1割)
--------------------	-----------------

☆常勤の栄養士配置による自己負担額

栄養士配置加算(Ⅰ) 22単位	日額 22円(220円の1割)
-----------------	-----------------

☆常勤の看護師配置による自己負担額

常勤看護師職員等配置加算(Ⅳ) 4単位	日額 4円(40円の1割)
---------------------	---------------

☆送迎による自己負担額

送迎加算(片道) 186単位	日額 186円(1860円の1割)往復:372円
----------------	--------------------------

☆短期利用加算

利用開始日から30日を限度として	日額 30円(300円の1割)
------------------	-----------------

☆緊急短期入所受入加算

緊急で利用を開始した日に限り	日額 270円(2700円の1割)
----------------	-------------------

☆福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

1月につき 所定の単位数×15.9%を加算	
-----------------------	--

〔サービス利用の取り消し（キャンセル）について〕

☆サービス利用の取り消し及び、食事のキャンセルをする場合は下記の時間までに当

事業所に申し出て下さい。所定時間以降のお申し出の場合、キャンセルが出来ない為、下記の食費代（実費相当額）を徴収させていただきます。

	利用予定日の前々日まで	利用予定日の前日まで	利用予定日当日
一般	無料	当日の利用料 50%	当日の利用料の全額
低所得者・生活保護	無料	当日の利用料 50%	当日の利用料の全額

※体調不良等施設がやむを得ない理由と判断したキャンセルの場合は、キャンセル料はいただきません。

<利用者負担の上限について>

[20歳以上の利用者の負担上限月額]

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる負担については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）（注2） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は除きます。（注3）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

<償還払いについて>

○当事業所が介護給付費の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収証」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（2）介護給付費の対象外サービス《（1）以外のサービス》

下記のサービスについては、介護給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙「介護給付費対象外サービス費用一覧」の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。なお所定の料金は経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。（法律改正による変更の場合はこの限りではありません。）

- ① 食事代
- ② 光熱水費
- ③ 入浴消耗品、タオル代、おしぼり、嗜好飲料

- ④ 「創作活動」「レクレーション活動」に係る材料費などの実費
- ⑤ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用。
- ⑥ 介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求致しますので、当月分を翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額をご請求いたします。)

<p>ア・金融機関口座からの自動引き落とし</p> <p>イ・下記指定口座への振り込み 淡路信用金庫 仮屋支店 普通預金 口座番号 0300355 ※口座名義：社会福祉法人聖隷福祉事業団 (シャカイフクシホウジン セイレイフクジギョウダツ) 聖隷カーネーションホーム 理事長 青木 善治 (セイレイカーネーションホーム リゾチヨウ アキ ヨシハル)</p> <p>ウ・窓口での現金によるお支払い 月曜日～金曜日(祝・祭日除く) 8:30～17:00</p>

6 虐待防止、身体拘束について

当事業所は、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。また、利用者及び他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者等の身体拘束その他利用者の行動を制限することはありません。

7 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	担当者名 : 小原 康平 (こはら こうへい) 受付方法 : 面接、電話 (0799) 74-6175 受付時間 : 8:30～17:00
苦情解決責任者	園長 : 森本 真史
第三者委員	第三者委員は、利用者と施設の間にはいって、問題を公平、中立な立場で円滑、円満に解決する為に設けられた制度です。 氏名 : 林 卓志様 (淡路市民生委員児童委員連合会副会長 東浦民生児童委員協議会会長) 岸下 常雄様 (畠田在町内会会長) (東浦地域まちづくり協議会会長)

苦情受付箱	匿名での苦情については、園内に投書箱を設置しています。
-------	-----------------------------

(2) 行政機関その他苦情受付機関

淡路市役所 健康福祉部 地域福祉課	所在地 : 兵庫県淡路市生穂新島 8 電話番号 (0799) 64-0001 F A X (0799) 64-2500
国民健康保険団体連合会	所在地 : 兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 電話番号 (078) 332-5617 F A X (078) 332-5650
聖隷福祉事業団	所在地 : 静岡県浜松市中央区元城町 218-26 聖隷ビル 電話番号 (053) 413-3300 F A X (053) 413-3316

8 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第7条、第6項参照)

当事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① 個別支援計画
- ② サービス提供の具体的内容
- ③ 万一、身体拘束を行った場合の状況や緊急やむをえない理由など
- ④ 市町村との連絡・通知
- ⑤ 利用者からの苦情の内容
- ⑥ 事故の状況及び、事故に際しての対応

☆保存期間は、サービス提供が完結した日から5年間となります

☆閲覧・複写できる窓口業務時間 平日 8:30~17:00(土日祝祭日は除く)

9 損害賠償保険への加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	対人・対物賠償、管理財物、人格権侵害、経済的損害、事故対応費用、対人見舞費用

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 聖隷カーネーションホーム」消防計画に基づき対応します。
--------	--

平常時の訓練および防災設備	<p>別途定める「介護老人福祉施設 聖隷カーネーションホーム」消防計画に基づき年間2回以上、夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。</p> <p>設備名称 設備の有無または個数等</p> <p>スプリンクラー……………あり</p> <p>自動火災報知機……………あり</p> <p>避難誘導灯……………あり</p> <p>ガス漏れ報知器……………あり</p> <p>防火扉……………あり</p> <p>屋内消火栓……………あり</p> <p>非常通報装置……………あり</p> <p>非常用電源……………あり</p> <p>防災カーテン……………全室に使用</p>
消防計画等	<p>消防署への届け出日 令和6年4月1日</p> <p>防火管理者 森本 真史</p>

11 その他留意事項

来訪・面会	面会時間は8時30分から17時00となっております。他者（本人を含む）への迷惑とならないよう配慮をお願いします。来訪時には、訪問カードに必要事項をご記入ください。
外出	外出の際には事前に行き先、帰宅時間等を職員に申し出てください。（欠食確認等のため）また、必要に応じて行き先の電話番号等を教えていただく場合もあります。 個人的な外出の事故については、施設として責任は負いません。
喫煙	喫煙はできません。
居室・設備器具の利用	当事業所の居室・設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
医療機関への受診	医療機関への受診については、医師・看護師の判断を必要としますので、事前にご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、許可無く他の利用者の居室への立ち入りはご遠慮ください。
宗教・政治活動	当事業所内での他の利用者や職員に対する宗教活動および政治活動・営利活動は、ご遠慮ください。
感染症対策	利用者が感染等にかかった場合、他の利用者への感染を防止するため、感染の種類によって必要な措置をとることがあります。また、当事業所以外でインフルエンザ等の感染症が流行している場合、感染防止の為、利用や外出等を制限することがあります。

金銭・貴重品の管理	利用者の金銭および貴重品の管理はいたしません。紛失等されてもその責任は負えません。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育は原則お断りします。
入所時と退所時について	サービス利用の開始時、利用者の体調等を確認する為、血圧・体温等の測定を行い、さらに介護職員により最近の生活の状況等、介護上必要な事柄についてお伺いします。 終了時には、担当職員より利用期間中の様子についてのご報告と、お預かりした物品の返却を行います。
緊急時の対応と連絡先について	利用者の体調不良や事故等で、救急受診などの対応が必要となるなど、サービス利用の継続が困難になった場合、直ちにご家族に連絡をいたしますので、ご来園いただきますようお願いいたします。
身元引受人及び扶養者の義務	当事業所は、契約締結にあたり、利用者に対し、身元引受人をお願いする事になります。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は当事業所にご相談下さい。 ① 身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な責務について、利用者と連携して、その責務の履行義務を負うこととなります。 ② 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように当事業所に協力していただきます。 ③ 利用者が利用中に死亡した場合、遺留金品の処理及びその他必要な措置を講じていただきます。 ④ 身元引受人に変更がある場合、当事業所へご連絡下さい。